

歩道バリアフリー整備事業の計画について

札幌市では、高齢者や障がい者など誰もが安心して社会参加でき、快適に暮らせる生活環境を確保するため、バリアフリー新法に基づく「新・札幌市バリアフリー基本構想」を平成21年3月に策定し、これまで2回の見直し(平成23年12月、平成27年3月)を行っています。

令和4年6月には、平成30年及び令和2年のバリアフリー新法の改正や、近年の札幌市の関連計画と連携を図るとともに、バリアフリー化を必要とする人々の増加と多様化等を踏まえた見直しを行い、「札幌市バリアフリー基本構想2022」として改訂しています。

歩道バリアフリー整備は、本構想における重点整備地区※1の生活関連経路※2を対象に、計画的に進めており、また、生活関連経路以外についても、道路の新設改良を行う際は「歩道施工ガイドライン」(平成27年第5回改訂)に基づき、バリアフリー化を図っています。

なお、「札幌市バリアフリー基本構想2022」、「歩道施工ガイドライン」は、札幌市のホームページでご覧いただくことができます。

※1 重点整備地区：旅客施設や地域の核となる拠点を中心とした概ね500m圏内を対象に、官公庁施設や福祉施設などの立地状況をふまえ、設定した地区。市内55地区。

※2 生活関連経路：本構想の中に位置付けられた旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設間を結ぶ経路。

やさしいきもち、大切にしよう

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

点字ブロックの上に物を置かないでください

歩道や地下通路に設置した点字ブロック(視覚障がい者誘導用ブロック)は、視覚障がい者の歩行の安全を確保するためのものです。点字ブロックの上に自転車や看板を置いたり、商品の陳列などをしないでください。



お互いに支え合える社会にしましょう

車いすを利用している方や、お年寄りで体の自由がきかない方などが駅のプラットフォームの乗り降り、エレベーターの場所を探しているなど困っている様子を見かけたら、一言声を掛けて手を貸しましょう。



工事へのご理解をお願いします

バリアフリー基本構想に基づいて、いろいろな整備が進められていきます。皆さんの近所でも道路などの工事が行われ、一時的にご迷惑をお掛けすると思いますが、ご理解とご協力をお願いします。



お問い合わせ

札幌市建設局土木部 道路課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 ☎ 011-211-2617

札幌市 バリアフリー対策

検索



さっぽろ市
02-K02-22-1542
R4-2-1039

SAPPORO



歩道バリアフリー化デザインマーク

工事の内容をお知らせするため、工事看板などに活用しています。

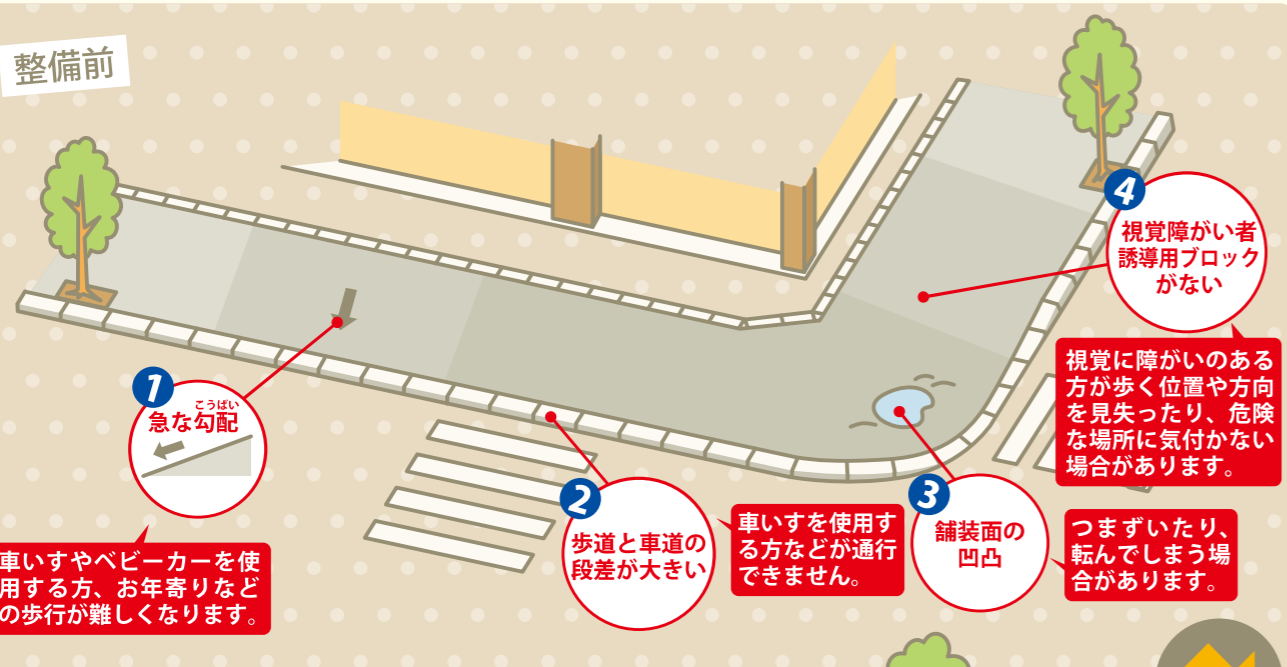


札幌市では高齢の方や障がいをもった方など誰もが安心して社会参加でき、快適に暮らせる生活環境を確保できるように、歩道のバリアフリー化を計画的に進めています。

歩道バリアフリー整備

札幌市が進めている歩道バリアフリー整備の内容をご紹介します。

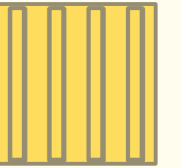
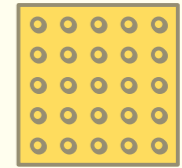
整備前



4 視覚障がい者誘導用ブロック設置

注意する場所を示す点状ブロック、歩く方向を示す線状ブロックを設置して、視覚に障がいのある方が安全に歩ける歩道を作ります。

点状ブロック 線状ブロック



- 歩道と車道の境界、階段の手前など注意が必要な部分に設置します。
- 公共交通機関（駅など）から障がいのある方が利用する施設まで誘導します。



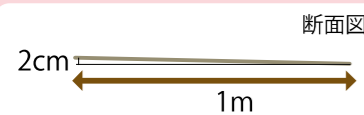
整備後

7 勾配緩和

車いすを使用する方、お年寄り、その他の障がいのある方などが歩きやすくなるように、歩道の勾配を緩やかにします。

縦断勾配：5%以下
横断勾配：2%以下

地形等によりやむを得ない場合を除きます。



例えば 2%の勾配とは、1m 進んで 2cm の高低差が生じる傾きです。

2 横断歩道の段差解消

横断歩道等、歩行者が通行するところでは、車道と縁石の段差を2cmにします。

車いすを使用する方の通行が可能で、視覚に障がいのある方が車道と歩道の区別を認識できる段差です。



縁石と歩道の段差

地形等によっては、最適な勾配をとるため、縁石と歩道に段差が生じる場合があります。



3 舗装面の改良

歩行中につまずいたり転んだりしないように、路面を平坦にします。特にブロック等の材料による舗装の場合は、ブロックとブロックの間隙による段差・がたつきを少なくするようにします。



整備前



整備後